

第百四回国会 大蔵委員会 議 録 第 四 号

昭和六十一年二月十九日(水曜日)

午後一時十分開議

出席委員

委員長 小泉純一郎君

理事 笹山 登生君

理事 中村正三郎君

理事 上田 卓三君

理事 坂口 力君

理事 越智 伊平君

金子原二郎君

田中 秀征君

中川 昭一君

藤井 勝志君

山崎武三郎君

兒玉 末男君

戸田 菊雄君

堀 昌雄君

矢追 秀彦君

玉置 一弥君

養輪 幸代君

出席國務大臣

大蔵 大臣 竹下 登君

出席政府委員

大蔵政務次官 熊川 次男君

大蔵省主計局次 長 保田 博君

委員外の出席者

大蔵委員会調査 室長 矢島錦一郎君

委員の異動

二月十九日

辞任

古川 雅司君

補欠選任

矢野 絢也君

同日

第一類第五号

大蔵委員会議録第四号

昭和六十一年二月十九日

辞任

矢野 絢也君

補欠選任

古川 雅司君

二月十三日

消費生活協同組合の個人年金共済事業に係る税制上の改善に関する請願(岩垂壽喜男君紹介)(第五〇八号)

同(竹内猛君紹介)(第五〇九号)

同(堀昌雄君紹介)(第五一〇号)

同(村山喜一君紹介)(第五一一号)

同(矢山有作君紹介)(第五一二号)

同(大原亨君紹介)(第五一四号)

同(岡田利春君紹介)(第五二四号)

同(嶋崎讓君紹介)(第五四四号)

同(浜西鉄雄君紹介)(第五四五号)

同(稲葉誠一君紹介)(第五五五号)

同(上田卓三君紹介)(第五五六号)

同(上原康助君紹介)(第五五七号)

同(小川仁一君紹介)(第五五八号)

同(岡田春夫君紹介)(第五五九号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第五九〇号)

同(川崎寛治君紹介)(第五九二号)

同(小林恒人君紹介)(第五九三号)

同(新村源雄君紹介)(第五九四号)

同(辻一彦君紹介)(第五九五号)

同(土井たか子君紹介)(第五九六号)

同(中村茂君紹介)(第五九七号)

同(前川且君紹介)(第五九八号)

同(横山利秋君紹介)(第五九九号)

同(吉原米治君紹介)(第五九九号)

同(吉原米治君紹介)(第五九九号)

同(吉原米治君紹介)(第五九九号)

同(吉原米治君紹介)(第五九九号)

同(吉原米治君紹介)(第五九九号)

同(吉原米治君紹介)(第五九九号)

同(吉原米治君紹介)(第五九九号)

同(吉原米治君紹介)(第五九九号)

同(吉原米治君紹介)(第五九九号)

同(吉原米治君紹介)(第五九九号)

同(吉原米治君紹介)(第五九九号)

同外一件(沼川洋一君紹介)(第五四〇号)

同(正森成二君紹介)(第六一三三号)

北陸財務局存続に関する請願(小川仁一君紹介)(第五七四号)

同(小川仁一君紹介)(第五八四号)

国民本位の税制改革に関する請願(養輪幸代君紹介)(第六一四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

小委員会設置に関する件

国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第一九号)

○小泉委員長 これより会議を開きます。

小委員会設置に関する件についてお諮りいたします。

先刻の理事会において協議いたしましたとおり、それぞれ小委員十五名より成る

税制及び税の執行に関する小委員会

金融及び証券に関する小委員会

財政制度・財政投融資に関する小委員会

金融機関の週休二日制に関する小委員会

を設置することとし、各小委員及び小委員長は委員長において指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

○小泉委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

小委員及び小委員長は、追って指名の上、公報をもってお知らせいたします。

なお、委員の異動に伴う小委員及び小委員長の補欠選任並びに小委員及び小委員長の辞任の許可、それに伴う補欠選任につきましては、あらかじめ

じめ委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○小泉委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○小泉委員長 次に、内閣提出、国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。大蔵大臣竹下登君。

国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○竹下國務大臣 ただいま議題となりました国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

御承知のとおり、本格的な高齢化社会の到来に備え、公的年金制度の長期的な安定と整合性ある発展を図るための年金制度改革に関する一連の法律改正が成立し、六十一年四月から国民共済の基礎年金の制度を柱とする新たな年金制度が実施される予定であります。このような制度改正を受け、基礎年金に関する政府の経理を明確にするため、国民年金特別会計に基礎年金勘定を設ける等、経理手続等に係る関係法律の諸規定の整備を図ることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、国民年金特別会計法の一部を改正し、国民年金特別会計に基礎年金勘定を設けるとともに

に、同勘定においては、国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定からの受入金、年金保険者たる共済組合からの拠出金その他の収入をもつてその歳入とし、基礎年金給付費その他の諸費をもつてその歳出とすることとております。

あわせて、厚生保険特別会計法その他の関連法律について、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○小泉委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二月二十一日金曜日午前九時二十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時十四分散会

国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案

国民年金特別会計法等の一部を改正する法律

(国民年金特別会計法の一部改正)

第一条 国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「会計はの下に」を「基礎年金勘定」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(基礎年金勘定の歳入及び歳出)

第三条の二 基礎年金勘定においては、国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定からの受入金、法附則第二条の二において読み替えて適用する法第五十六条に規定する年金保険者たる共済組合(以下「年金保険者」という。)からの拠出金、借入金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定への繰入金、年金保険者たる共済組

合への交付金、借入金の償還金及び利子、一時借入金金の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する国民年金勘定からの受入金は、次に掲げる額の合算額を、基礎年金勘定における経費の財源として、国民年金勘定から繰り入れるものとする。

一 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第三十四条第二項において読み替えて適用する法第八十五条第一項第一号に規定する保険料・拠出金算定対象額から当該額に厚生年金保険の管掌者たる政府又は各年金保険者たる共済組合に係る法第九十四条の三第一項に規定する政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額を合算した額を控除した額

二 昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第二項において読み替えて適用する法第八十五条第一項第二号に掲げる額

三 昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第三項において読み替えて適用する法第八十五条第一項第三号に掲げる額

四 昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項各号(第一号、第六号及び第九号を除く。)に掲げる額(同項第四号に規定する者に係る寡婦年金の給付に要する費用の額に同号イに掲げる額を同号ロに掲げる額で除して得た数を乗じて得た額の合算額及び同項第五号に規定する老齢年金の給付に要する費用に係る同号へに規定する額の三分の一に相当する額を除く。)

第四條第一項中「業務勘定」を「基礎年金勘定及び業務勘定」とし、「法第八十五条第一項」を「昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第二項及び第三項において読み替えて適用する法第八十五条第一項並びに昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項(第九号を除く。)」

に、「収入及び」を「収入並びに」とし、「福祉年金給付費」を「基礎年金給付費及び福祉年金給付費」と改め、「還付金」の下に「基礎年金勘定への繰入金」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する基礎年金勘定からの受入金は、昭和六十年法律第三十四号附則第三十五条第四項の規定により基礎年金の給付に要する費用とみなされる費用に相当する額を、国民年金勘定における経費の財源として、基礎年金勘定から繰り入れるものとする。

第五條中「法第八十五条第二項」を「昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項第九号」に改める。

第六條中「第八十五条第三項」を「第八十五条第二項」に改め、「第四条第二項の規定による」を削る。

第七條第二項中「国民年金勘定」を「基礎年金勘定、国民年金勘定」に、「添付しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第一号中「前年度」を「前々年度」に改める。

第八條中「国民年金勘定」を「基礎年金勘定、国民年金勘定」に改める。

第九條の次に次の四條を加える。

(借入金)

第九條の二 基礎年金勘定において、同勘定に属する経費を支弁するため必要があるときは、同勘定の負担において、借入金をすることとができる。

2 前項の規定により借入金をすることができ、その金額は、その借入れをする年度における国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定からの受入金並びに年金保険者たる共済組合からの拠出金をもつて当該年度の基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定への繰入金並びに年金保険者たる共済組合への交付金を支弁するのに不足する金額を限度とする。

(一時借入金等)

第九條の三 基礎年金勘定において、支払上現金に不足があるときは、同勘定の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

(借入金及び一時借入金金の借入れ及び償還の事務)

第九條の四 第九條の二の規定による借入金及び前条の規定による一時借入金金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第九條の五 第九條の二第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに第九條の三第一項の規定による一時借入金金の利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

第十條第二項中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第一号中「国民年金勘定」を「基礎年金勘定、国民年金勘定」に改める。

第十二條第一項中「第十六条第一項第一号」を「第十六条第二項において準用する同条第一項第一号」に改める。

第十三條第一項中「福祉年金勘定」を「基礎年金勘定又は福祉年金勘定」とし、「同勘定を当該勘定」に改める。

第十六條の見出し中「一般会計からの」を削り、同条第一項各号列記以外の部分中「国民年金勘定又は福祉年金勘定」を「基礎年金勘定」に、「一般会計」を「国民年金勘定、厚生保険特別会計年金勘定又は各年金保険者たる共済組合(以下この項において「国民年金勘定等」という。)」に改め、「金額が」の下に「それぞれ」を加え、「法第八十五条第一項又は第二項の規定による国庫負担金の額」を「第三條の二第二項、法第九十四条の二第一項又は同条第二項の規定により

第九條の二 基礎年金勘定において、同勘定に属する経費を支弁するため必要があるときは、同勘定の負担において、借入金をすることとができる。

2 前項の規定により借入金をすることができ、その金額は、その借入れをする年度における国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定からの受入金並びに年金保険者たる共済組合からの拠出金をもつて当該年度の基礎年金給付費、国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定への繰入金並びに年金保険者たる共済組合への交付金を支弁するのに不足する金額を限度とする。

(一時借入金等)

第九條の三 基礎年金勘定において、支払上現金に不足があるときは、同勘定の負担において、一時借入金をし、又は国庫余裕金を繰り替えて使用することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び繰替金は、当該年度の歳入をもつて償還しなければならない。

(借入金及び一時借入金金の借入れ及び償還の事務)

第九條の四 第九條の二の規定による借入金及び前条の規定による一時借入金金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入れ)

第九條の五 第九條の二第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに第九條の三第一項の規定による一時借入金金の利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

第十條第二項中「添付しなければ」を「添付しなければ」に改め、同項第一号中「国民年金勘定」を「基礎年金勘定、国民年金勘定」に改める。

第十二條第一項中「第十六条第一項第一号」を「第十六条第二項において準用する同条第一項第一号」に改める。

国民年金勘定等から受け入れるべき金額」に改め、同項第一号中「法第八十五条第一項又は第二項の規定による国庫負担金として」を「第三条の二第二項、法第九十四条の二第二項又は同条第二項の規定によりに、これらの勘定を基礎年金勘定」に、「一般会計」を「国民年金勘定等」に、「翌年度」を「翌々年度」に改め、同項第二号中「翌年度」を「翌々年度」に、「一般会計」を「国民年金勘定等」に、「これらの勘定」を「基礎年金勘定」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一 毎会計年度一般会計から国民年金勘定又は福祉年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度における昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第二項及び第三項において読み替えて適用する法第八十五条第一項並びに昭和六十年法律第三十四号附則第三十四条第一項（第九号を除く。）又は昭和六十年法律第三十四号附則第三十四号第一項第九号の規定による国庫負担金の額に對して超過し、又は不足する場合

二 第四條第二項の規定により毎会計年度基礎年金勘定から国民年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度において昭和六十年法律第三十四号附則第三十五條第四項の規定により基礎年金の給付に要する費用とみなされる費用に相当する金額に對して超過し、又は不足する場合

三 第四條第三項の規定により毎会計年度業務勘定から国民年金勘定に繰り入れた金額が、当該年度において国民年金印紙により納付された保険料に相当する金額に對して超過し、又は不足する場合

（厚生保険特別会計法の一部改正）
第二條 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第一條中「厚生年金保険事業」の下に「（国民年金法昭和三十四年法律第四十一号）ノ規定ニ依リ拠出金ノ負担ヲ含ム以下之ニ同ジ」を加える。

第五條中「及船員保険特別会計ヨリ」を「船員保険特別会計及国民年金特別会計基礎年金勘定ヨリ」に改め、「保険給付費」の下に「国民年金特別会計基礎年金勘定ヘノ繰入金」を加え、「及船員保険特別会計ヘノ繰入金」を「並ニ厚生年金基金及厚生年金基金連合会ヘノ負担金」に改める。

第五條ノ二中「及船員保険特別会計」を削り、「児童手当法第二十條第一項第三号乃至第六号」を「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十條第一項第二号乃至第五号」に改める。

第三條 船員保険特別会計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一條第二項を削る。

第三條中「並びに厚生保険特別会計年金勘定及び児童手当勘定及び、国家公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法による共済組合（以下「共済組合」という。）からの受入金」を削り、「船舶所有者からの児童手当に係る拠出金並びに」を「及び」に、「厚生保険特別会計年金勘定及び児童手当勘定」を「厚生保険特別会計年金勘定」に改め、「共済組合への移換金」及び「出資金及び」を削る。

（国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律の一部改正）

第四條 国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律（昭和五十八年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「国民年金法」を「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）以下昭和六十年法律第三十四号」という。附則第三十四條第二項及び第三項において

読み替えて適用する国民年金法に、「及び第二項」を並びに昭和六十年法律第三十四号附則第三十四條第一項に改め、同条第二項第一号中「国民年金法第八十五条第二項」を「昭和六十年法律第三十四号附則第三十四條第一項第九号」に改める。

第三條第一項中「同法第八十五条第一項及び第二項」を「昭和六十年法律第三十四号附則第三十四條第一項第九号」に改める。

十四條第二項及び第三項において読み替えて適用する国民年金法第八十五条第一項並びに昭和六十年法律第三十四号附則第三十四條第一項に改める。

第五條第一項中「第十六條第一項」を「第十六條第二項第一号」に、「同項」を「同号」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	読み替えられる字句	読み替える字句
昭和六十一年度 から昭和七十一年度 までの各年 度	昭和六十年法律第三十四号附則第三十四條第二項及び第三項において読み替えて適用する法第八十五条第一項並びに昭和六十年法律第三十四号附則第三十四條第一項第九号の規定による国庫負担金の額	国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律（昭和五十八年法律第四十六号）第一條第一項の規定により読み替えて適用する法第八十五条第一項及び第二項の規定による繰入れのべき金額
昭和七十二年度	一般会計から国民年金勘定又は福祉年金勘定に繰り入れた金額	一般会計から国民年金勘定又は福祉年金勘定に繰り入れた金額（国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律（昭和五十八年法律第四十六号）第一條第一項の規定により繰り入れた金額を除く。）
昭和六十一年度 から昭和七十一年度 までの各年 度	昭和六十年法律第三十四号附則第三十四條第二項及び第三項において読み替えて適用する法第八十五条第一項並びに昭和六十年法律第三十四号附則第三十四條第一項第九号の規定による国庫負担金の額	一般会計から国民年金勘定又は福祉年金勘定に繰り入れた金額（国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計から繰入れの特例に関する法律（昭和五十八年法律第四十六号）第一條第一項の規定により繰り入れた金額を除く。）

第五條第二項中「第十六條第一項」を「第十六條第二項第一号」に、「同項」を「同号」に改める。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(国民年金特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 国民年金特別会計の国民年金勘定の昭和六十年度の出納の完結の際同勘定に所属する積立金のうち国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号)以下「昭和六十一年法律第三十四号」という。附則第三十八条の二第一項に規定する政令で定めるところにより算定した部分に相当する金額は、同会計の基礎年金勘定の積立金として積み立てられたものとする。

2 第一条の規定による改正後の国民年金特別会計法(以下「新国民年金特別会計法」という)第十二条第二項及び第三項並びに第十四条の規定は、前項の規定による積立金について準用する。

3 新国民年金特別会計法第三条の二第一項の規定にかかわらず、前項の規定により準用する新国民年金特別会計法第十二条第三項の規定による国民年金特別会計の基礎年金勘定の積立金からの繰入金及び前項の規定により準用する新国民年金特別会計法第十四条の規定により預託した場合に生ずる利子収入は、同勘定の歳入とする。

4 新国民年金特別会計法第七条第二項又は第九条第二項の規定により国民年金特別会計の歳入歳出予算計算書又は予算に添付すべき前年度の貸借対照表及び損益計算書並びに前年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書であつて、基礎年金勘定に係るものは、昭和六十一年度(前年度の貸借対照表及び損益計算書については、昭和六十一年度を含む)の予算に限り、これらの規定にかかわらず、その添付を要しないものとする。

(船員保険の厚生年金保険への統合に伴う経過措置)

第三条 船員保険特別会計に所属する積立金の額のうち昭和六十一年法律第三十四号附則第八十八条に規定する政令で定めるところにより算出した額に相当する金額は、政令で定めるところにより、厚生保険特別会計法第八条第一項の規定により厚生保険特別会計の年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

(船員保険特別会計における児童手当に係る繰出金に関する経理の廃止に伴う経過措置)

第四条 昭和六十一年度以前年度の昭和六十一年法律第三十四号附則第三十條の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十條第一項第二号に規定する船舶所有者からの拠出金に関する経理については、なお従前の例による。

(国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 国民年金特別会計の国民年金勘定又は福祉年金勘定において、昭和六十一年度以前の各年度に一般会計から受け入れた金額が当該各年度における第四条の規定による改正前の国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律(以下「旧繰入特例法」という)第三条第三項において読み替えて適用する旧繰入特例法第二条の規定により一般会計から受け入れるべき金額に対して超過し、又は不足する場合に、旧繰入特例法第五条第一項において読み替えて適用する第一条の規定による改正前の国民年金特別会計法第十六条第一項の規定にかかわらず、昭和六十一年度以降において、新国民年金特別会計法第十六条第二項第一号において準用する同条第一項の規定の例により、これらの勘定が第四条の規定による改正後の国民年金特別会計への国庫負担金の繰入れの平準化を図るための一般会計からする繰入れの特例に関する法律第三条第三項において読み替えて適用する同法第二条の規定により一般会計から受け入れ

る金額から減額し、若しくはこれらの勘定から一般会計に返還し、又は一般会計からこれらの勘定へ補てんするものとする。

理由

公的年金制度の長期的安定と整合性ある発展を確保するための公的年金制度の一元化等の改革の一環としての基礎年金の制度の導入等に伴い、基礎年金に関する政府の経理を明確にするため国民年金特別会計に基礎年金勘定を設けるとともに、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大蔵委員會議録第三号中止誤

ベジ 段 行 誤 正

二二六 調 について、税 調 について、税

七二六 含味 玩味

八三六 ございます ございました

〇三三 退職医療制度 退職者医療制度